

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

令和7年1月に就任したトランプ大統領による米国の関税措置の影響により、企業の業績見通しについて、先行きの不透明感や不確実性が高まっている。我が国の基幹産業であり裾野の広い自動車関連企業においても、設備投資や賃上げの実施が困難になるのではといった懸念の声が上がるなど、多くの中小企業等において、将来の景気動向についての不安が高まっている。

このような中、政府においては、米国の関税措置に関し総合的な対応を図るため、令和7年4月に米国の関税措置に関する総合対策本部を設置し、米国関税措置を受けた緊急対応パッケージを決定するなど、関税措置による影響を受ける企業への支援の強化に取り組んでいるところである。

しかしながら、今後の日本経済の成長には、米国の関税措置による影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者を守り支えることが不可欠であり、中小企業等を対象とした具体的かつ手厚い支援策をより一層強化していくとともに、今後も状況に応じて継続して支援していくことが強く求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 日々状況が変化する中、特に不安が募る中小企業等の声に耳を傾け、丁寧な対応を行うため、各省庁の地方支分部局や関連団体に相談窓口等の体制を整え、不安の払拭に努めるとともに、寄せられた声を集約し、施策に反映すること。
- 2 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付についての積極的な周知・広報や、米国の関税措置による影響を受ける業種へのセーフティネット保証制度の適用等による資金繰り支援に万全を期すとともに、今後、制度を利用した中小企業等の返済状況に応じた支援等についても検討すること。
- 3 各省庁、政府関係機関における特設サイトの設置等により、今後も政府として可能な限り速やかに、最新情報を国民や企業に正確かつ分かりやすく発信すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
経済産業大臣		
経済再生担当大臣		
内閣府特命担当大臣 （金融）		